

REFERENCE MATERIALS

參考資料

愛西市青少年国際交流事業実施要綱

(目的)

第1条 青少年を海外に派遣することにより、青少年の国際交流・協力の促進及び多文化共生の意識の醸成を図り、今後の時代を担う地域リーダーの育成を図ることを目的とする。

(対象者等)

第2条 愛西市青少年国際交流事業（以下「交流事業」という。）の対象者は、市内に住所を有する事業の主旨を理解した者で、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 交流事業実施年度内に、満13歳から満16歳に達し、市長が海外へ派遣する者（以下「派遣団員」という。）としてふさわしいと認めた者であること。

(2) この要綱の規定により海外へ派遣された者でないこと。

2 交流事業に参加を希望する者は、指定する日までに愛西市青少年国際交流事業参加申込書（別記様式）を提出しなければならない。

(派遣団員の決定)

第3条 市長は、前条第2項の申込書の内容の審査その他必要な審査を行い、適当と認めた者を、派遣団員とする。

(事前研修)

第4条 交流事業の目的を効果的に達成するため、派遣団員に対して交流事業の趣旨及び内容について理解を深め、派遣団員としての自覚、公衆道徳、集団行動等を体得し、並びに海外事情及び安全対策について学習を行うことを目的として、事前研修を実施する。

(報告書)

第5条 派遣団員は、海外派遣終了後、交流事業の成果について報告書を提出しなければならない。

(事後活動)

第6条 派遣団員は、交流事業終了後、市の国際交流等に関する事業に積極的に参加するとともに、海外との友好親善に努めなければならない。

(負担額)

第7条 市が負担する派遣団員一人当たりの経費の額は、次に掲げる経費を除いた派遣団員一人当たりの海外派遣に要する経費の2分の1とし、25万円を限度とする。ただし、その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(1) 海外における自主研修費その他個人の用に必要な経費

(2) その他個人が負担することが適当と市長が認めたもの

(愛西市青少年国際交流事業協議会)

第8条 交流事業の実施に関し、関係者等の幅広い意見を求めるため、愛西市青少年国際交流事業協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会は、委員をもって組織し、その委員は、学校教育の関係者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が依頼する。

3 協議会の会長は、委員の互選により定め、副会長は委員の中から会長が指名する。

4 会長は、会務を総理し、副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 協議会の庶務は、企画政策部経営企画課において処理する。

(委任)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年5月2日から施行する。

附 則（平成30年3月30日告示第49号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

平成30年度愛西市青少年国際交流事業実施要領

- 1 事業目的
青少年を海外に派遣することにより、今後の時代を担う地域リーダーの育成を図る。
- 2 派遣内容
各視察やホームステイを通じて、外国の文化や生活様式を体験する中で、外国人と交流する。また、日系アメリカ人の歴史について学び、移民についての理解を深める。
- 3 派遣期間
平成30年8月16日（木）から22日（水） 7日間
- 4 派遣先
アメリカ合衆国カリフォルニア州サクラメント市ほか
- 5 申込資格
市内在住で、次の要件をすべて満たす者
(1) 本年度内に、満13歳から満16歳に達する者
(2) 過去に本事業に参加したことがない者
(3) 本事業への参加に保護者の同意が得られる者
(4) 事前・事後研修及び結団式、解団式のすべてに参加できる者
(5) 市が実施する国際交流事業に参加、協力ができる者
(6) 本人及び保護者が、本市に住民登録を有する者
(7) 世帯員の市税等の滞納がない者
(8) 海外派遣に支障がない健康状態で、規律ある団体行動がとれる者（食事等のアレルギー対応は各自で対処できること）
- 6 派遣人数
12人
- 7 申込方法
(1) 提出書類
①参加申込書
②作文テーマ「青少年国際交流事業に参加するにあたって～この交流事業で何をしたいのか～」
(2) 提出先 愛西市役所 企画政策部 経営企画課
- 8 申込受付期間
平成30年5月1日（火）～平成30年5月31日（木）
- 9 選考方法
別に定める愛西市青少年国際交流事業海外派遣団員選考要領に基づいて派遣団員の選考を行う。
<選考会日時・場所>
平成30年6月23日（土）午後2時～・愛西市役所南館
※都合により変更となる場合があります。
- 10 事前・事後研修
派遣団員に対して、海外派遣の準備としての事前研修及び海外派遣の報告書の作成のための事後研修を実施する。
- 11 経費負担（費用）
海外派遣に要する経費の内、市が負担する経費の割合は、1人あたりの経費の2分の1（1,000円未満は切り捨て）とする。（限度額25万円）
※パスポート取得費用、旅行保険料、移動中の食事、超過航空手荷物料金、その他個人的経費等は、個人負担とする。
※派遣団員選考後、団員自身の都合により参加を取り消す場合、取消料を負担していただきます。
- 12 事業の中止又は変更
国際情勢、災害、荒天等を理由として事業の全部又は一部を中止又は変更する場合がある。

平成30年度愛西市青少年国際交流事業報告書

発行日：平成30年12月

発行：愛知県愛西市

〒496-8555 愛知県愛西市稲葉町米野308番地

TEL：0567-26-8111 FAX：0567-26-1011

愛西市ホームページ <http://www.city.aisai.lg.jp/>